（登録申請書の提出等）

第三条　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

一　氏名、商号又は名称

二　主たる事務所の所在地

三　法人にあっては、代表者の氏名

四　事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）

五　対象業務（基準告示の表の下欄に掲げる対象業務をいう。以下同じ。）に従事する者が所属する事業所名及びその所在地

六　事業所ごとの対象業務の従事者数

七　新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を作成していること

八　法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種が行われる医療機関名及びその所在地

九　第五条第一項の規定に該当しないこと

十　その他必要な事項

2　前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあっては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3　登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付けるものとする。

4　厚生労働大臣は、必要に応じ、業務継続計画その他必要な書類の提出を求めることができる。

（登録の実施）

第四条　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があった場合において、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を管理台帳に登録するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録を受けた事業者に通知するものとする。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた事業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　氏名、商号又は名称

二　事業の種類

三　対象業務に従事する者が所属する事業所及びその所在地

四　登録年月日

五　登録番号

（登録をしない場合）

第五条　厚生労働大臣は、第三条第一項の規定による登録申請書の提出があった場合において、当該登録申請書を提出した事業者が第九条第四号又は第五号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しないとき又は登録申請書中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該登録申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

（変更の届出）

第六条　登録を受けた事業者は、第三条第一項各号に掲げる事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）においては、三十日以内に、その旨の登録変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2　第四条第一項及び前条の規定は前項の登録変更届出書の提出があった場合について準用する。

（廃業等の届出）

第七条　登録を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。

一　個人事業者が死亡したときは、その相続人

二　法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

三　法人が破産手続き開始の決定により解散したときは、その破産管財人

四　法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五　対象業務に係る事業を廃止したときは、当該登録を受けた事業者

（勧告）

第八条　厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の適正な運営を確保するため、当該事業者に対して必要な勧告をすることができる。

一　この規程に違反したとき。

二　登録を受けた対象業務に関し不正な行為をしたとき。

（登録の消除）

第九条　厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録を消除するものとする。

一　第七条の規定による届出があったとき。

二　第七条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三　登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。

四　偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五　前条第二号に該当し情状が特に重いとき。

六　正当な理由がなくて第六条第一項の登録変更届出書の提出を怠ったとき。

七　前条の規定による勧告に従わないとき。

○国土交通省告示第千百八十五号

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定した件（平成二十五年十一月十二日国土交通省告示第千百二号）について次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般国道

二百五十六号の区間「岐阜県関市板取字下根四二〇から中津川市大字角領五九四一番地の一六五地先まで」を「岐阜県関市板取字下根四二〇から中津川市大字坂下四百三十五番の二十八まで」に、二百五十七号の区間「岐阜県中津川市大字駒場字松源寺一四八五番地一地先から高山市荘川町三尾河字マトバ三二四番一まで」を「岐阜県恵那市上矢作町乙原七八八番地から高山市荘川町三尾河字マトバ三二四番一まで」に、二百八十四号の区間を「宮城県気仙沼市古町四丁目一一九番一から岩手県一関市山目字十二神一番一まで」に、三百四十二号の区間を「秋田県横手市安田字ブンナ沢六番一から宮城県登米市津山町柳津字本町二七番まで」に、三百四十六号の区間「宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦無番から遠田郡美里町和多田沼字荒田無番まで」を「宮城県宮城郡松島町根廻字音無三一番一から気仙沼市本吉町津谷長根一〇六番一まで」に、三百五十二号の区間「新潟県長岡市大字種苧原字屋内金二〇四五番二から魚沼市下折立まで」を「新潟県長岡市大字種苧原字屋内金二〇四五番二から魚沼市下折立字赤川表三七八番九五まで」に、三百九十八号の区間を「宮城県石巻市門脇字二番谷地一三番一三八から秋田県由利本荘市水林三六六番まで」に、四百十八号の区間「岐阜県本巣市根尾大字奥谷字尾並坂八六〇番から同市根尾大字板所字脇出六四六番の三まで」を「岐阜県本巣市根尾奥谷字尾並坂八六〇番二から同市根尾板所字脇出六四六番の三まで」に、四百五十六号の区間を「岩手県紫波郡紫波町栃内字中田一七番一から宮城県登米市東和町米川字中島一番一まで」に、四百七十二号の区間「富山県射水市作道中不湖七九七番の四から富山市八尾町杉平一六番八まで」を「富山県射水市作道中不湖七九七番の四から岐阜県郡上市八幡町城南町字築島二二四番一まで」に改める。